

福生市教育委員会会議録

平成 21 年第 7 回定例会

- 1 開催年月日 平成 21 年 7 月 24 日（金）
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 0 時 07 分
- 4 場 所 第 2 棟 4 階 第 2 委員会室
- 5 出席委員

委 員 長	長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者	平 野 裕 子
委 員	加 藤 美 子
委 員	渡 辺 浩 行
教 育 長	宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名

教 育 次 長	宮 田 満
参 事	川 越 孝 洋
庶 務 課 長	天 野 幸 次
学 校 給 食 課 長	土 井 眞 裕
社 会 教 育 課 長	高 木 裕
スポーツ振興課長	鳥 越 裕 之
国体準備室長	
公 民 館 長	伊 東 静 一
図 書 館 長	森 田 秀 敏
主 幹	栗 林 昭 彦
指 導 主 事	並 木 茂 男
- 8 傍 聴 人 5 名

（裏面に続く）

9 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 57 号 教育振興基本計画の作成に伴う「教育目標」及び「基本方針」の改正（案）について
- 日程第 4 議案第 58 号 福生市立小・中学校適応支援員配置要綱の制定（案）について
- 日程第 5 議案第 59 号 平成 22 年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択について
- 日程第 6 議案第 60 号 平成 22 年度使用福生市公立中学校教科用図書の採択について
- 日程第 7 議案第 61 号 平成 22 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第 8 議案第 62 号 平成 21 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問について
- 日程第 9 議案第 63 号 平成 20 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書作成に伴う外部評価者の決定について
- 日程第 10 報告第 11 号 平成 20 年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（速報）
- 日程第 11 報告第 12 号 平成 20 年度文部科学省児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について
- 日程第 12 その他報告事項

委員長 それでは、ただ今から平成 21 年第 7 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 定例の委員会にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。梅雨明けの報もあるところでございますけれども、西日本方面では豪雨に伴う土砂災害も起こっていることでございまして、被災地の皆様方には心からお見舞いを申し上げたいと存じます。一刻も早く平安な生活に戻られますことをお祈りいたしたいと存じます。

では報告をさせていただきます。青少年の海外派遣事業でございますが、7 月 21 日、生徒 12 名、引率職員 3 名が元気に出発いたしております。現地に到着いたしました生徒あるいは引率者におきましては、スケジュール通り順調に進めているところでございます。今のところ、心配されております新型インフルエンザの感染はございません。活動の様子につきましては市ホームページで報告を始めました。なお、出発に先立ちましては去る 7 月 19 日に激励会が持たれておりまして、長谷川委員長にも御出席をいただき、励ましのお言葉をいただいたところでございました。大変ありがとうございました。子どもたちはそれぞれに成果を得て帰国するものと期待をいたしているところでございます。

続きまして学校教育関係でございますが、1 学期の終業と夏季の休業に入ったところでございます。中学校におきましては 7 月 17 日が 1 学期の終業でございました。翌日からは夏季休業になっておりまして、夏季の各種大会への参加、あるいは部活動に生徒たちは入っているところでございます。又小学校におきましては 7 月 21 日から 23 日の間、既に御案内しておりますサマーチャレンジ事業の取組をいたしまして、23 日が終業でございました。このサマーチャレンジにつきましては、1 学期の学習の総まとめで取り組んだことでございます。2 学期の始

業につきまして、小学校は9月1日から、中学校は少し早めに8月27日からになります。

次に社会教育関係でございますが、一つは文化財保護審議会が去る7月18日に開催されました。今期2年間、委員として委嘱をお願いしたところでございますが、同審議会は会長に高崎勇作氏、副会長に新井勝紘氏が選出されているところでございます。

続きまして、市営プールの開場の件でございますが、7月12日から9月5日の間、全56日間で事業を開始いたしてございます。目下のところは若干天候が気になりますが、安全に万全を期すことで運営を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、子ども体験塾の事業でございますが、これにつきましては7月29日から31日にかけて2泊3日の日程で、長野県白馬村にて取組を行うことといたしております。今年度参加の児童・生徒は42人でございます。小学生30人、中学校1年生が12人になっております。引率につきましては職員、それから現地での指導に当たっていただきます体育指導員、ボランティアの方、そして保健師を含めまして13人でございます。7月29日は早朝6時30分には出発の予定でございます。

次に会議の関係では、都市教育長会が7月15日に定例の会議を持っておりますが、特に御報告を申し上げる案件はございませんでした。

それから、その他として1点だけ御報告申し上げます。福生市が行なっております総合防災訓練でございますが、例年8月末の日曜日、今年は8月30日を予定いたしたところでございましたが、この日が衆議院議員の選挙に当たることになってございますので、急遽日程の変更がされまして、8月29日の土曜日に変更となりました。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委 員 長

教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終ります。

次に日程第3、議案第57号、教育振興基本計画の作成に伴う「教育目標」及び「基本方針」の改正（案）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第 57 号、教育振興基本計画の作成に伴う「教育目標」及び「基本方針」の改正（案）につきまして、御説明を申し上げます。平成 22 年度に向けまして、現在教育振興基本計画を作成中でございます。このうち議案書 4 ページ、5 ページにございます今後 10 年間の「教育目標」「基本方針」、この内容につきましては既に教育委員会協議会におきましてお示しをいたしまして、御意見をいただいたところでございます。今回、御意見をいただいた点を修正いたしまして、最終的な案として議案提出をさせていただきました。

今後はこの目標と基本方針に基づきまして、施策の内容、そして推進事業の内容等、教育振興計画の細かな事項を作成してまいりたいと考えております。今後計画の作成にあたりまして部分的な文言の修正等もあるかもしれませんが、この改正案に基づきまして作成させていただくことの御承認をいただきたく存じます。なお、計画が完成いたしましたら、来年 1 月、もしくは 2 月の教育委員会定例会にお諮りさせていただき所存でございます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

教育長 若干補足を申し上げます。教育振興基本計画につきましては、地方においては努力目標として策定をすることになっております。私どもは教育推進プランをもってこれまで進めてきておりますので、それらを勘案しながら市の振興計画を作ってまいりたいと考えております。その場合に基本となる考え方としてその目標、あるいは基本方針がありませんと、計画づくりが進んでまいりませんので、この段階で一つの案としてお示しさせていただいております。

今庶務課長が申し上げましたように、まだ若干文章等を含めまして練り込まなければいけない部分もありますので、まだ修正等もあるかと思いますが、私どもとしては、たたき台がきちんと出来上がりました段階で、改めて委員会にもお示しをすると同時に、更にはパブリックコメントなども得て成案としていきたいと考えているところでございます。補足させていただきました。

委員長 教育目標と教育方針を、本日は案として一旦決定することよろしいですね。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 57 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 57 号は原案のとおり可決することとします。

あくまでも改正案として認めます。

次に日程第 4、議案第 58 号、福生市立小・中学校適応支援員配置要綱の制定（案）についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第 58 号、福生市立小・中学校適応支援員配置要綱の制定につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、福生市立小・中学校におけます児童・生徒に対する学習面、及び生活面の改善に向けた支援と、学校適応に時間を要するなどの児童・生徒の支援をいただく適応支援員の配置に関し、必要な事項を定めるため本要綱を制定する必要があることから、本議案を提出いたしました次第でございます。

次に内容の説明でございますが、要綱案 8 ページから 11 ページをお開き願います。まず要綱案の条文及び文言の説明に入ります前に、本事業の概要を申し上げます。本事業は東京都の本年度の新規事業でございます。児童・生徒の不登校やいじめ、非行問題などの適切な対処と未然防止、早期支援を目的といたしまして、東京都の研究調査委託事業といたしまして本市がその指定を受け、実施をいたそうとするものでございます。

こうした児童・生徒の学習・生活面の改善につきましては、これまでも国や都の委託、又市単独の事業としてもさまざまに、各学校に対し、主に人的支援を図っているところでございまして、児童・生徒の状況に合った取組を進めているところでございます。今回の福生市立小・中学校適応支援員は、昨年度から開始いたしましたスクールソーシャルワーカー活用事業などと併せまして事業展開を行うことで、児童・生徒により効果的に、行き届いた支援体制がより強固になるものと考えております。

本事業の成果といたしましても、将来的な東京都の施策に反映され

ることとなりますとともに、本市におきましても学力、不登校、健全育成の問題等におきまして、その改善といたしまして教育施策の将来の姿が構築できるものと考えているところでございます。

それでは要綱案でございますが、まず第1条におきまして趣旨を述べておりまして、ただ今説明をさせていただいた内容を記述しているものでございます。

次に第2条では配置につきまして、こういった形で児童・生徒の状況を勘案しながら小・中学校を決定いたすものでございます。

次に職務についてでございますが、第3条でございます。これにつきましては、別表で、第3条関係で表にさせていただいております。区分、学習・生活支援員。職務で（１）（２）、裏面でございますが（３）（４）といった形で職務を決めていきたいと考えてございます。それから登校支援のスタッフにつきましては、三つそちらに書かせていただいている形で職務を遂行していただこうと考えております。

なお、スクールカウンセラーの職務内容と似ていることが懸念されるわけでございますが、スクールカウンセラーにとどまらず、これまで福生市あるいは国や都の施策において、同じ内容で支援をしていることは先程申し上げたとおりでございますが、この度の職員につきましては、相談業務だけではなくて、常に児童・生徒の実態に寄り添うことで、家庭やあるいは学校の職員とともに行動連携をしていくことが、スクールカウンセラーとは大きな違いになってくるだろうと考えているところでございます。そのような職務を遂行していただく規定を第3条に上げさせていただいております。

条文に戻りますが、第4条におきましては資格の要件等で、それぞれ学習・生活支援員、そして（２）では登校支援スタッフといったところで、東京都の基準に合わせて記載をしているものでございます。

次に第5条が任命につきまして。第6条におきましては勤務日数等を定めております。第6条につきましても東京都の要綱に合わせた形で作成しております。それから謝礼につきましても東京都の基準に従う形になっております。

次に服務、第8条でございますが、特に第2項にございますように守秘義務といったことで、勤務を通して知り得た秘密に関しては、そ

れを厳守するといったことを明記させていただいております。

次に第9条におきましては、職を解く場合についての規定でございます。第10条におきましては災害補償。第11条におきましては報告で、校長が1月を単位といたしまして、報告書を事務局に提出しなければならないことで、事務局から教育委員会に御報告を申し上げる次第でございます。

それから委任については第12条に規定をしております。そして最後に附則でございますが、本要綱につきましては平成21年8月1日から施行させていただき、同年7月1日から適用させていただく形をお願いを申し上げたいと存じます。

以上で説明とさせていただきますが、御審議をいただきまして原案のとおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

始めに確認させてください。今言われた要綱について、施行と適用の日付をもう一度確認させてください。

参事 申し訳ございません。附則のところで本要綱の適用を記述させていただいていますが、本要綱につきましては本日御承認をいただきましたら、平成21年8月1日から施行し、同年7月1日から適用をさせていただき、つまり1ヵ月遡って適用させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長 逆になるのですね。わかりました。こういう場合、本日付けで施行し、適用は7月1日に戻るケースがありますよね。8月1日にする理由は何かありますか。

教育長 8月1日までには確実に施行しておきたいといった理由がございます。又通常、単純に交付の日から施行とはしていません。

委員長 事務的な理由ですね、わかりました。

他に質疑はございませんか。

平野委員 先程参事のお話の中にもありましたように、今まで福生市にありました生活指導推進委員や適応指導補助員の方のお名前も変わるので

参事 これまで配置しております事業につきましてはそのままの名称を用いさせていただきますが、先程提案理由のところで御説明申し上げ

ましたように、将来の姿を構築していく必要があり、さまざまな人的支援を行なっている関係で、なかなか現場や他に対してわかりづらい現状がございます。その線引きが、果たしてどこまで職務なのか、どういう人材が入っているのかは、非常に混乱するところがあるかと思っております。これは財政上の問題がかかっておりまして、歳入・歳出で、どうしても事業化をし、予算を付ける関係でいきますと、このように細切れにやっていかざるを得ない部分がございます。将来の姿としては学校サポートチームなり、あるいは適応支援員なりといった形でひとまとめにしていくことを描いておりまして、現在行っておりますのはそのままの名前を使わせていただくことになりますので、新たに二つ職名が増えることにはなろうかと考えております。

平野委員 わかりました。やはり現場とか関係者の方は混乱されるところがあるのかと思いましたがもので伺いました。混乱がないようによろしくお願いいたします。

委員長 他に質疑はございませんか。

一つ平野委員の質問から端を発して、こういった支援あるいは相談、そういった機能がわかりやすい表を、是非一度、教育委員会で議論しましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 補足します。東京都から示されるいろいろな単発の事業を、私どもは積極的に手を挙げて、やってまいりましたので、そういった意味で幾つか、都の補助を得て行っているといった、あるいは国の補助も含めて行っているといったこともありまして、うまくシステム化するところになっていない部分があります。これは私どもも十分承知はしており、目下のところはいわゆる委託調査事業になっておりますので、これが正規に私どもの市の施策として取組がされる段階では、きちんと精査をして、混乱のないようにしていきたいと思っています。

委員長 はい、わかりました。協議会の折などにも、研究機能の一つだととらえる発言もあったかと思しますので、その辺りのところもきちんと分かりやすい表を、今教育長が言われたとおり、示せるようにしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 58 号は原案のとおり

可決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 58 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 5、議案第 59 号、平成 22 年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは日程第 5、議案第 59 号、平成 22 年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。議案書 13 ページでございます。

まず提案理由でございますが、平成 22 年度から使用いたします小学校の教科用図書を採択する必要があるございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、本議案をお願いするものでございます。

次に、経過及び概要を御説明申し上げます。福生市立小学校及び中学校の教科用図書採択要綱に基づきます教科用図書の選定にあたりましては、文部科学大臣の検定を経た図書の目録、そして教科書目録に登載されているものから選定をすることとなっておりますが、この度学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間の理由から、平成 22 年度に使用する図書につきましては、昨年度採択をいただいた以降、新たに文部科学大臣の検定を経たものがございませんので、前回と同じ内容の教科書目録に登載されている図書のうちから採択をいただくこととなります。議案書 15 ページを御覧いただきたいと存じます。

昨年度採択いただきました、本年度使用いたしております図書の一覧でございます。この度の新学習指導要領の要綱に基づきます小学校の使用図書の本格採択を次年度に控えておりまして、福生市立小学校平成 22 年度使用図書につきましては、御覧の教科用図書一覧になっているところでございます。申し上げますと国語、東京書籍。書写、東京書籍。社会科、教育出版。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、大日本図書。生活、啓林館。音楽、教育芸術社。図画工作、開隆堂。家庭科、東京書籍。保健、東京書籍といった一覧となっていると

ころでございます。本日は先程御説明いたしましたように、昨年度からの新たな教科用図書はございませんので、一括して採択をいただきますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようですのでお諮りいたします。平成 22 年度使用福生市立小学校の教科用図書については、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、平成 22 年度使用福生市公立小学校の教科用図書については、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択することにいたしました。事務局より確認をお願いいたします。

参事 それでは御決定いただきました平成 22 年度使用福生市公立小学校の教科用図書につきまして、確認をさせていただきます。教科名と出版社を申し上げたいと存じます。

国語、東京書籍。書写、東京書籍。社会、教育出版。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、大日本図書。生活、啓林館。音楽、教育芸術社。図画工作、開隆堂。家庭、東京書籍。保健、東京書籍。以上でございます。

委員長 以上で議案第 59 号、平成 22 年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択についての審議を終わります。

次に日程第 6、議案第 60 号、平成 22 年度使用福生市公立中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。

ここで、審議の進め方についてお諮りいたします。

本案件の審議の進め方については、はじめに事務局から議案についての内容説明のあと、福生市公立学校教科用図書選定協議会委員長から中学校社会科歴史的分野の答申書につきまして御説明いただきます。質疑終了後、どの社のものとするかは各委員から投票を願い、投票結果を事務局において集計し、その結果、最多得票となった教科用図書を採択する方法で決定いたしたいと思います。

又、社会科歴史的分野以外の教科用図書につきましては平成 17 年 8 月 18 日付けで当時の福生市公立学校教科用図書選定協議会からの答

申をもとに教科、種目ごとに審議をいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは議案第 60 号、福生市立中学校平成 22 年度使用教科用図書の採択につきまして御説明を申し上げます。本日の議案書 31 ページをお開き願います。

まず提案理由でございますが、法的根拠等は先程の小学校と同じでございますので割愛させていただきます。

次に経過及び概要を御説明申し上げます。中学校教科用図書採択要綱に基づきます教科用図書の選定にあたりましては、平成 22 年度に使用する図書について、社会科歴史的分野以外、前回採択いただいた以降、新たに文部科学大臣の検定を経たものがございまして、前回と同じ内容の教科書目録に登載されている図書のうちから採択をいただくことになります。社会科歴史的分野につきましては、文部科学省の教科書目録に新たに登載された図書がございますので、過日、教育委員長からの諮問に基づきまして福生市教科書調査委員会と選定協議会を設置し、審議を重ね、答申書をまとめましたので、本日選定協議会委員長よりその内容の説明をさせていただきます。その後質疑をいただき、御審議をいただきまして、投票により採択をお願いするものでございます。

その前に私からは、教育委員長より諮問を受けまして、選定協議会、調査委員会の審議経過と、中学校社会科歴史的分野の教科用図書の特別展示、法定展示につきまして御説明を申し上げます。議案書 54 ページ、55 ページをお開き願います。

御覧の中学校社会科歴史的分野教科用図書調査委員会は、去る 6 月 8 日、6 月 22 日、7 月 3 日に開催いたしまして、選定協議会につきましては 6 月 8 日、7 月 8 日に開催し、慎重審議を重ね、本日の答申書と相成ったところでございます。

次に特別展示、法定展示でございますが、中学校社会科歴史的分野

の教科用図書の特別展示期間を6月9日から16日、法定展示を6月17日から7月8日の期間、福生第一小学校内にございます教科書展示室におきまして展示したところでございます。

それでは、中学校社会科歴史的分野の答申書につきまして御審議をいただくわけでございますが、ただ今より選定協議会委員長より御説明を申し上げたいと存じます。その後、歴史的分野以外の教科用図書につきまして、私から御説明を申し上げる次第でございます。私からは以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。続きまして、福生市公立学校選定協議会委員長から御説明をお願いいたします。

選定協議会委員長 それでは、平成22年度使用福生市立中学校教科用図書社会科歴史的分野の調査について御説明申し上げます。議案書の35ページをお開き願います。

平成21年6月8日付、福学指発第317号で諮問のありました「平成22年度使用福生市立中学校教科用図書社会科（歴史的分野）」の調査について、審議を重ね、まとめましたので答申いたします。

次のページをお開きください。これは福生市教科用図書選定協議会委員の一覧及び答申にあたり各委員が捺印したものでございます。

次に39ページをお開きください。これは今回答申書提出にあたりましての経過や理念を簡単にまとめたものでございます。

さきの諮問に基づき、本選定協議会は、その下部組織として設置した福生市教科用図書調査委員会に対して、中学校教科用図書社会科歴史的分野について調査・研究を依頼しました。先般選定協議会は、教科用図書調査委員会から数回にわたる審議を経た調査報告を受け取ったところです。

さて、本選定協議会におきましてはこれらの調査報告を吟味し、福生市立中学校において平成22年度から使用する中学校教科用図書社会科（歴史的分野）について、採択の資料として答申すべく審議を行なってまいりました。

福生市における学校教育の最大の課題は、一人ひとりの生徒の「基礎的・基本的な内容の確実な定着」です。生徒がわかる授業、できる授業、そして考えることが楽しい授業を実現していくことこそが、

「基礎的・基本的な内容の確実な定着」を図り、学校の第一義である「確かな学力」を保障することにつながっていきます。

言うまでもなく教科用図書は、教科指導における主たる教材であります。福生市立中学校に通う生徒にとって、教科用図書が学習への興味・関心や意欲を喚起し、主体的な学習を促し、学んだ力のみならず、学ぶ力や学ぼうとする力をはぐくむものであることが採択の重要な視点であると考えました。21 世紀を担って立つ福生市立中学校に通う生徒が、採択された教科用図書を主教材として充実した学習を進め、心身ともに健やかに成長することを願い、本選定委員会はここに答申いたします。

次に 40 ページですが、福生市立中学校教科用図書の選定にあたっての基本的な考え方を示したものです。

次に 41 ページ以降の福生市教科用図書選定協議会報告資料(社会科部会)について、御説明をいたします。本議案書の 43 ページから 51 ページにかけて記載されているのは、各出版社の教科用図書について調査・報告したものをまとめたものでございます。

1、歴史的分野、調査教科用図書数、8 社 9 種。

東京書籍は、図版は大きく大胆に使って迫力があり、見やすく充実している。又世界史の記述は丁寧に行われている。しかし「深めよう」「わたしたちの歴史探検隊」といった調べ学習や発展的な学習にかなりのページを割いている分、本文の内容の説明量が少ない。

教育出版は、図版が多く、大判のものが用いられている。導入部分に年代スケールが表示されていて、学習する時代がわかりやすいため、歴史の流れはつかみやすい。年表が 3 ページになっているため扱いにくい。更に、目次に小見出しが記載されていない点は使用しにくくなっている。

清水書院は、資料・地図・イラストなど多く使用されており、本文もやさしい表現でわかりやすい。「深める歴史」「歴史のとびら」を活用することによって、学習内容を充実させることができる。グラフや表はもう少し大きくしたい。「五日市憲法」についても写真を入れ、多くの分量を使っているため、身近な地域の特色がわかりやすい。

帝国書院は、本文の説明が簡単で、文章もわかりやすい表現でまと

められている。資料・地図・イラストなどが多く使用されているが、見やすく構成されている。しかし、本文以外の文字が小さいため読みにくい感じも受ける。沖縄や北海道の歴史の内容は精選する必要がある。

日本文教出版の「中学社会歴史分野」（大阪書籍）は、資料は小さめで、本文の内容が多く、他社よりも難しめの表現となっている。文化が歴史の流れとは別にまとめられていて、時代の影響や背景がつかみにくい。取り上げられている資料がやや難解であり、学習のまとめの課題も難しい内容が多くなっている。

日本文教出版の「中学生の社会科歴史（日本の歩みと世界）」は、写真や図表の大きさはバランスがとれていて鮮明であるが、本文の分量が少なく、内容が簡略化されている。年表も教科書中央に見開き4ページで編集されているが、歴史の流れが分断されてしまう印象が強く、使いにくくなっている。

扶桑社は、写真や図表の資料が鮮明で生徒の興味を高めるが、章のまとめの作業や本文の記述は中学生にとってはやや難しい。序章の「歴史への招待」では、学び方や調べ方がわかりやすく記述されている。古代の内容に重点が置かれていて、世界史の内容についての記述が少なく、地域にかかわる記述は見られない。

日本書籍新社は、「歴史の子どもたち」といったテーマで、古代から近代までの五つの時代の子どもの生活が詳しく記述されている。「さらに深める学習」は内容が濃く、課題がつかみやすい。本文の内容はしっかりまとめられているが、活字が読みにくく、写真や図表の印刷の色合いが薄く鮮明でない部分がある。

自由社は、古代における神話や文化に重点が置かれ、全体的に記述の分量が多く、写真・挿絵・図表には細やかな解説が付けられている。本文の活字が小さく、記述もやや難しい。文献資料も活字が小さく、背景との色合いで読みにくくなっている。五日市憲法も取り上げられておらず、地域にかかわる記述は見られない。

次に42ページにまいります。中学校教科用図書の調査・研究についての総括を申し上げます。

3、所見。どの出版社の教科用図書も、本分の記述に加え、写真・

地図・表やグラフ・挿絵等の資料を多数配置し、内容や構成を工夫している。その印刷も鮮明で、生徒の興味や関心を高めるものが多い。調べ学習や発展的な学習も重視されている。

歴史的分野の教科用図書では、生徒にとってわかりやすくしっかりとした本文の記述が第一に重要であるといった視点で、本調査委員会は調査を進めた。次に本文を補足する意味で、見やすく使いやすい資料であるかに視点を置いた。

これらの点において、清水書院の本文、資料はバランスがとれていて充実している。続いて、帝国書院、日本書籍新社、東京書籍が上位に挙げられる。帝国書院の地図・図表は見やすいが、内容を精選する必要がある点で、日本書籍新社の本文の記述は充実しているが、活字や資料がやや不鮮明な点でそれぞれ課題が見られるのは残念である。

多摩地域を中心とした身近な地域の歴史資料の取り上げ方も踏まえて、総合的に清水書院、帝国書院、日本書籍新社、東京書籍が本市の中学生にとってわかりやすく、授業者にとっても使いやすいと考えられる。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 1冊1冊の丁寧な審議の内容をお伺いさせていただきました。私も教科書と照らし合わせて見させていただいたところもあります。それぞれに対して評価が出ていますけれども、その評価の基準はどのようなものでA、B、Cのランクがついたのでしょうか。

委員長 選定協議会委員長、お願いいたします。

選定協議会委員長 3段階、A、B、Cの評価につきまして、Bを中心として決めました。Aは良い部分がある、そういったものが多く目立つといった評価です。どの教科書も検定を通過しておりますのでいいわけですが、特に使いやすい点や、内容的に良い面が目立つところがあるならばAで、Cはその反対に課題等が目立つのでCとしました。各中学校で実施している教科の評価・評定のように厳格に何パーセント以上がAといった割合はつくっておりません。

委員長 他に質疑はございませんか。

加藤委員 この中で内容や表現、地域性の配慮、使用上の便宜とか、いろいろ項目がございますけれども、その中で一番重要視されて選ばれたのは

どの辺りですか。

委員長 例えば 53 ページの内容・構成・分量、それから表現・表記等々ありますけれども、その中に特に重視したものがあるかとの質問です。

選定協議会委員長 重要視したものは、やはり調査の中で一番多く時間をとった内容・構成・分量が挙げられます。

加藤委員 私は地域性をかなり配慮された部分があるのかと思ったのですが、その辺りはいかがでしたでしょうか。

委員長 要するにトータルでどうではなく、個々について選定委員会ではこういった評価を出した、それに対して私ども教育委員が、すべての教科書を拝見して、どれがふさわしいかでありますので、加藤委員が特に重視したものがあるかないか、そちら側の質問としてはいいのかもしれないのですが。あくまでも、私どもが個々に教育委員として選定するときに、必要な情報として選定委員会、審議会にやっていただいたことをございますね。よろしいでしょうか。

選定にあたって、ここでは是非私はこういうことを言っておきたいといった御意見等がありましたら、お願いいたします。

教育長 補足させていただきます。今回この社会科の選定にあたりましては、教科書展示センターと、それから市教育委員会に対しまして幾つかの要望書がある事実だけお伝えしておきたいと思います。

教科書展示センターにつきましては、三人の方がお見えになっておりまして、そのうちお二人から御意見が出ております。それから市教委あてには 6 件の要請書がきておりまして、団体から 5 件、それから個人から 1 件と、こういったものでございます。一応補足的に説明させていただきます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、これから各委員による採択図書についての投票を行いません。事務局から投票用紙を配付してください。

配付漏れはありませんか。記載を願います。

書き終わりましたでしょうか。

次に、投票を行います。ただ今から投票箱を改めます。投票箱の確認についてはよろしいでしょうか。

では、順次投票をお願いいたします。

投票漏れはありませんか。投票箱を閉じます。事務局において集計の上、報告願います。

それでは、暫時休憩といたします。

～ 休 憩 ～

委 員 長 休憩前に引き、会議を開きます。集計がまとまったようでございますので、庶務課長より集計結果の発表をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは、平成 22 年度使用中学校教科用図書採択につきましての投票の結果を申し上げさせていただきます。投票の票数の多い順に発表させていただきます。

まず清水書院、5 票でございます。その他の社につきましては 0 票でございます。以上でございます。

委 員 長 以上のとおり集計されました。

お諮りいたします。平成 22 年度使用福生市公立中学校における社会科歴史的分野の教科用図書につきましては、清水書院の教科用図書に採択することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。よって社会科歴史的分野の教科用図書につきましては、清水書院の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に社会科歴史的分野以外の教科用図書についての内容説明を、参事よりお願いいたします。

参 事 それでは私から中学校社会科歴史的分野以外の教科用図書につきまして御説明申し上げます。まず 31 ページをお開きいただきたいと思います。

31 ページにございますように、この度は中学校教科用図書につきましては社会科歴史的分野以外に、新たな図書目録の追加がございませんでしたので、福生市立小学校及び中学校の教科用図書採択要綱に基づき、平成 22 年度使用の中学校使用教科用図書の採択手続きを簡略化いたしまして、選定協議会並びに調査委員会を設置せず、前回、平成 17 年に教育委員会に提出されました答申を、教科ごとに簡単に御

説明を申し上げたいと存じます。本日の議案書 64 ページを御覧いただきたいと存じます。

まず国語科の教科用図書でございます。学習指導要領に基づきまして国語科の目標が掲げられておりまして、調査教科図書数が 5 社 5 種の答申内容でございます。それぞれの出版社の調査結果につきましては省かせていただきます。

次に書写教科用図書でございます。調査数が 6 社 6 種でございます。答申内容につきましては御覧のとおりでございます。

次に 65 ページでございますが、社会科の目標が掲げられておりまして、地理的分野の調査教科用図書数が 6 社 6 種でございます。それから 66 ページには続いて地理的分野の続きでございます。それから 67 ページでございます。公民的分野の調査教科用図書数が 8 社 8 種でございます。それぞれの出版社につきましの答申の内容は次のとおりでございます。次に地図でございます。調査図書数が 2 社 2 種でございます。

次に数学でございます。数学も学習指導要領の目標を挙げておりまして、それに対します調査の図書数が 6 社 7 種になっております。

次に 69 ページでございます。理科でございます。理科の目標に続きまして調査をいたしましたものでございまして、第 1 分野につきましては調査図書数が 5 社 5 種になっております。それから第 2 分野でございます。70 ページでございますが、同じく調査いたしました図書数が 5 社 5 種でございます。

次に 71 ページでは音楽でございます。教科の目標とともに、調査をいたしました図書数が、音楽の場合は一般と器楽合奏とございまして、一般の調査をいたしました図書数が 2 社 2 種。それから器楽合奏が同じく 2 社 2 種でございます。

次に美術でございます。同様に教科の目標の次に示しておりますが、72 ページに示しておりますが、調査いたしました図書数が 3 社 3 種でございます。

次に保健体育でございます。保健体育も同様に学習指導要領上の目標を挙げまして、調査をいたしました図書数が 3 社 3 種でございます。

次に 73 ページでございますが、技術家庭でございます。教科の目標

の後に、教科用の図書として調査をいたしました図書数、技術分野と家庭科分野に分かれておりまして、技術分野が２社２種、家庭科分野が２社２種でございます。

最後でございますが、外国語でございます。73 ページの下にその目標を掲載いたしておりまして、答申をされました調査の結果の内容でございます。英語は調査をいたしました図書数が６社６種でございます。

以上でございますが、平成 22 年度使用の中学校社会科(歴史的分野)以外の教科用図書の採択にあたりまして、平成 17 年の選定協議会から答申されました答申書の内容の説明にかえさせていただきます。以上でございます。

委員長 内容説明が終わりました。それでは始めに、国語について、御発言等ございましたらお願いします。

お諮りいたします。国語については平成 17 年度決定と同様に、光村図書出版の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって国語につきましては光村図書出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に書写について御発言等ありましたらお願いいたします。

お諮りいたします。書写については平成 17 年度決定と同様に、教育出版の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって書写につきましては教育出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に社会科について、御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。社会科地理的分野については、平成 17 年度決定と同様に帝国書院の教科用図書を、社会科公民的分野については、平成 17 年度決定と同様に清水書院の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。社会科地理的分野につきましては帝国書院、社会科公民的分野につきましては清水書院の教科用図書を採択する

ことに決定いたしました。

次に地図について、御発言等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。地図については平成 17 年度決定と同様に帝国書院の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。地図につきましては帝国書院の教科用図書を採択することといたします。

次に、数学について御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。数学については平成 17 年度決定と同様に、学校図書の教科用図書を採択することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって数学につきましては学校図書の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、理科について、御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。理科第 1 分野及び第 2 分野については平成 17 年度決定と同様に、東京書籍の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって理科第 1 分野及び第 2 分野につきましては東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、音楽について、御発言等ございませんか。

お諮りいたします。音楽一般及び器楽合奏については、平成 17 年度決定と同様に教育芸術社の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって音楽一般及び器楽合奏につきましては、教育芸術社の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、美術について、御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。美術については、平成 17 年度決定と同様に、日本文教出版の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって美術につきましては、日本文教出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、保健体育について、御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。保健体育については平成 17 年度決定と同様に、学習研究社の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって保健体育につきましては学習研究社の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、技術・家庭について、御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。技術・家庭、技術分野及び家庭分野については、平成 17 年度決定と同様に東京書籍の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって技術・家庭、技術分野及び家庭分野につきましては、東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に、外国語、英語について御発言等ありましたらお願いします。

お諮りいたします。外国語、英語については平成 17 年度決定と同様に、三省堂の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。外国語、英語につきましては三省堂の教科用図書を採択することに決定いたしました。

以上で 11 教科、16 種目の採択がなされましたが、事務局より確認をお願いいたします。

参事 それでは、平成 22 年度使用福生市立中学校教科用図書につきまして、各教科、種目、それから発行者等を申し上げます。

国語、光村図書出版。書写、教育出版。社会・地理的分野、帝国書院。社会・歴史的分野、清水書院。社会・公民的分野、清水書院。地図、帝国書院。数学、学校図書。理科・第一分野、東京書籍。理科・第二分野、東京書籍。音楽一般、教育芸術社。器楽合奏、教育芸術社。美術、日本文教出版。保健体育、学習研究社。技術・家庭、技術分野、東京書籍。家庭分野、東京書籍。外国語、英語、三省堂。以上 16 種

目でございます。

委員長 以上で議案第 60 号、平成 22 年度使用福生市公立中学校教科用図書の採択についての審議を終ります。

日程第 7、議案第 61 号、平成 22 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは、議案第 61 号、平成 22 年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。議案書でございますが 77 ページでございます。

まず提案理由でございますが、平成 22 年度に使用いたします福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科図書の無償措置に関する法律に基づきまして、本議案をお願いするものでございます。

次に経過及び概要につきまして御説明申し上げます。福生市教育委員会におかれましては、福生市立小・中学校教科用図書採択要綱に基づきまして、教科用図書の選定にあたりましては、特別支援学級の場合、学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 131 条の 2 項及び第 139 条の規定によりまして、教科により当該学年の文部科学大臣の検定済みの教科用図書を使用することが適当でない場合、当該校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

次に内容でございますが、79 ページを御覧いただきたいと存じます。福生市の特別支援学級教科用図書につきましては、それぞれの学級の在籍児童・生徒の個別指導計画に応じまして、基本的にそれぞれの学級が選択いたしました教科用図書を選択することが重要であると考えております。各学級から報告されました主要教科用の図書の一覧を、79 ページから 82 ページに挙げております。いずれの教科用図書も平成 22 年度文部科学大臣の検定済み教科用図書、あるいは学校教育法附則第 9 条による図書の一覧表に示された図書でございます。

それぞれの学級におきまして、児童・生徒の実態にあわせまして図書を検討し、こちらの一覧となった次第でございます 79 ページから

82 ページまでに示しました、福生第一小学校「ひまわり学級」、福生第二小学校「くまがわ学級」、福生第一中学校「8組」の図書を使用したいとのことでございます。

内容を御確認いただきまして、御審議をいただき、採択をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 第一小学校「ひまわり学級」の教科書なのですが、従来は各教科とも通常の学級が使用する教科用図書を使用していたと思うのですが、ここでこのように教科用図書をそれぞれの子どもに合うものに変えた経緯や考えが、何かあるのでしょうか。

それと、第一中学校「8組」の教科書について、これは各教科1冊ずつに指定されていますけれども、恐らく8組の生徒さんも個々それぞれあると思いますが、これは全員が同じ教科用図書を使用するといったことなのでしょうか。

参事 実際に児童・生徒に配付をいたします、無償で措置いたします図書につきましては、基本的には先程採択をいただきました通常学級の図書と併せまして、保護者が選択をすることになろうかと考えております。ただ学校といたしましては、これは両方とも措置をし、配付をするわけにはいきませんので、どちらかを選んだことになりますが、先程御説明いたしましたように、児童・生徒の実態に応じて保護者と相談をし、決定をしていくといったことで、一般図書とどちらかになろうかと思えます。

それから、前段で御質問いただきました第一小学校につきましては、昨年度まで一般の教科用図書で授業をしていたのではないかと聞いた御質問かと存じますが、この度特別支援学級におきまして、特に専門性の高い教員が配置されましたこともございまして、児童の実態に即した教科用図書で授業を進めることがよりいいとの改善に至ったところでございます。このことにおきましてより一層、児童一人ひとりの実態に合わせた教科学習が進むと考えているところでございます。

第一中学校におきましても、そういった意味では子どもたちの個別指導計画に沿って、若干使用図書が少ないのではないかと思いますけ

れども、これにつきましても在籍します生徒の実態を考えまして、一般の図書等を使用することも併せまして決定をしていただくことになろうと思いますので、授業展開におきましては一般図書と併せて考えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

それではないようですのでお諮りいたします。平成 22 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択については、今、説明があった教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、平成 22 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきましては、提案の教科用図書を使用するものとして採択することにいたしました。

それでは事務局より御確認をお願いいたします。

参事 それでは確認を申し上げます。福生第一小学校「ひまわり学級」でございますが、国語、こぐま社、偕成社、それからもう一種類の偕成社の図書がございまして、偕成社は 2 種類でございます。それから講談社、むぎ書房、草思社でございます。書写、偕成社と太郎次郎社の図書でございます。社会科、平凡社、戸田デザイン研究所、成美堂出版、福音館書店でございます。以上 4 種の図書でございます。算数、民衆社、絵本館、偕成社、くもん出版、福音館書店、東洋館出版、以上 6 種でございます。理科、フレーベル館、小学館の 2 種でございます。生活、ポプラ社、ひかりのくに、2 種でございます。音楽、教育芸術社、1 種でございます。図画工作、ポプラ社、1 種でございます。家庭科、福音館書店、偕成社、2 種でございます。保健、岩崎書店、小学館の 2 種でございます。

続きまして福生第二小学校「くまがわ学級」でございます。国語、同成社が御覧の 4 種類の図書となっております。それから偕成社、草思社がございまして、合計 6 種でございます。書写、くもん出版、ひさかたチャイルド、太郎次郎社が 3 種の図書を使用いたしますので、計 5 種類でございます。社会、くもん出版、フレーベル館、講談社、以上 3 種でございます。算数が、同成社の図書が 3 種類、それから福

音館書店の図書が２種類、それから東洋館出版でございまして、以上６種でございます。理科、フレーベル館、小学館が２種類、それから世界文化社、以上４種でございます。生活、世界文化社が２種でございます。音楽、教育芸術社、１種でございます。図画工作、くもん出版、福音館、２種でございます。家庭科、金の星社、２種でございます。保健、小学館、偕成社、フレーベル館の３種でございます。

続きまして、福生第一中学校８組でございます。国語、同成社。書写、太郎次郎社。社会、小学館。数学、同成社。理科、小学館。音楽、ドレミ楽譜出版社。美術、岩崎書店。保健体育、評論社。技術家庭、グラフ社。外国語、英語、学習研究社。以上でございます。

委員長 以上で議案第 61 号、平成 22 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についての審議を終わります。

次に、日程第 8、議案第 62 号、平成 21 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは、議案第 62 号、平成 21 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書 83 ページをお開きください。

まず提案理由でございますが、議案資料の第 62 号の附属資料にありますように、社会教育法第 13 条に、国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないものとされております。この規定に基づきまして 84 ページのとおり、教育委員会委員長より社会教育委員の会議の議長に諮問するものでございます。

なお、当平成 21 年度 of 社会教育関係団体に対する補助金の総額につきましては、予算額 376 万 5,000 円と既に決定しておりますので、84 ページ別表の、申請がありました 4 団体の、この空欄になっております内訳について、社会教育委員の会議にお諮りするものであります。又当補助金の総額については附属資料裏面のとおり、平成 20 年度から前年比 3 % ずつ削減となっておりまして、21 年度も 20 年度総額の 388 万円の 3 % 減の 376 万 5,000 円となっております。以上のとおり

教育委員会より社会教育委員の会議に諮問いたしたいものであります。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでございますので、お諮りいたします。議案第 62 号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 62 号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第 9、議案第 63 号、平成 20 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書作成に伴う外部評価者の決定についてを議題といたします。次長より内容説明をお願いします。

次長 日程第 9、議案第 63 号、平成 20 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書作成に伴う外部評価者の決定につきまして、その議案の提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 5 条によりまして、学識経験者の知見の活用を図る必要がございますため、これから申し上げます 2 名の方を候補者として考えたいと存じております。議案書 88 ページをお願いいたします。

まず 1 名でございますが、金藤ふゆ子氏でございます。職業は常盤大学人間科学部教育学科准教授でございます。経歴につきましては、2004 年から 2007 年度まで文部科学省社会教育活性化推進委員会委員を務めてございます。又 2008 年から現在に至るまで、文部科学省生涯学習政策局生涯学習調査官に就任してございます。又教育実践学会の理事も務められております。住所は千葉県松戸市でございます。

次に辻野具成氏。職業は上野学園大学特任講師でございます。又東京音楽大学非常勤講師を務められております。経歴につきましては八王子市立第一中学校校長ほか、表のとおりでございます。住所でございますが、東京都八王子市でございます。

以上、御検討いただきまして原案通り御決定いただきますようお願い

い申し上げまして説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようですので、お諮りいたします。議案第 63 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 63 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 10、報告第 11 号、平成 20 年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（速報）を議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは報告第 11 号、平成 20 年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（速報）を報告させていただきます。90 ページを御覧ください。

この調査は平成 21 年 1 月 15 日水曜日に、市内小・中学校におきまして行われました調査でございます。調査内容としましては 3 点ございまして、第 1 に問題解決能力等に関する調査。こちらは全校で実施しております。小学校第 5 学年、中学校第 2 学年の全校において実施しております。第 2 に基礎的・基本的事項（国語、算数・数学）に関する調査。こちらは抽出校・希望校で実施をしております。実施学年は小学校第 4 学年、中学校第 1 学年でございます。第 3 に学習に関する意識調査。こちらにつきましては小学校第 4 学年、第 5 学年、中学校第 1 学年、第 2 学年の、先程の第 1 と第 2 の調査を実施した全校で行なっているアンケート調査でございます。

それでは内容につきまして概要を御説明させていただきます。まず第 1 に問題解決能力に関する調査でございます。こちらでございますが、内容につきましては問題解決能力を測ることで、小学校は大きな問題が 8 問、中学校につきましては 9 問で、各教科にまたがる内容や資料を読み込み、思考力、判断力、表現力等を問う問題になってございます。

この結果でございますが、表のとおりになっております。平均正答率で見ますと、本市全体的な傾向としましては、小学校におきましては「見通す力」と「適応・応用する力」に課題が見られておりま

す。中学校におきましてはこの項目で言いますと「見通す力」に大きな課題が見られております。全体的な傾向としましては、やや長い文章を読んで理解し、課題を把握し、条件に従って判断をする力や、基礎的・基本的な知識を活用して適応・応用したりする力に課題がある傾向がございます。

続きまして、基礎的・基本的事項（国語、算数・数学）に関する調査でございます。こちらは教科の基礎・基本の内容を問う問題となっております。こちらにつきましても下の表を御覧ください。

小学校第4学年、中学校第1学年、東京都の平均と比較しましても、本市につきましては定着が十分ではない状況が見られております。わずかではございますが、国語と算数を比較しますと算数。中学校におきましても算数・数学が国語に比べて東京都との平均の差が大きくなっている傾向がございます。こちらにつきましても基礎的・基本的な知識・技能の定着と、文章をじっくり読み、その意味や理由を考えながら理解し判断したり、読み取った情報を活用したりする力に課題が見られております。

次に、学習に関する意識調査の結果から読み取れる本市の傾向について御説明申し上げます。まず小学校につきましては、教科学習について「楽しい」「よくわかる」との回答がいずれも都の平均を下回っております。かつ学年進行で減少している傾向がございます。又算数がよくわかる理由としては、本市でも実施しております「少人数指導」を挙げている児童が極めて多い傾向もございました。

続きまして、中学校でございますが、授業がわかる理由として「先生の教え方」「先生が好き」との回答が極めて顕著でございました。このことから教師のあり方や指導姿勢の重要性を改めて考えさせられる結果でございました。

続きまして、中学校1年生の「読書をしない」との回答が、都平均の倍に当たる45.4%で、読書の定着につきましてもまだまだ課題は大きいとの現状がうかがえました。

そのほか「学校に行く前に朝食を食べますか」の問に対して、「必ず食べる」との回答が全ての学年で都平均を下回っているような状況や、「将来、社会や人のために役立つ仕事がしたいと思うか」に「そ

う思う」と回答している率も低いところが課題として浮かび上がっている状況でございます。

今後の取組といたしましては、本年度新規に組織いたしました各小・中学校の代表者からなる「福生市学力向上推進委員会」におきまして、市全体としての傾向分析を行ないまして、各学校に必要な学力向上に向けた授業改善のための視点を明らかにしてまいります。又各学校において、今回の結果を分析したそれぞれの学校における実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、実施することに役立て、福生市の児童・生徒の学力の向上を図ってまいりたいと思っております。以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 結果は残念なところもあり、中学校においては改善点も見られる、複雑な思いで見ているのですけれども、学校訪問をいたしましても、先生方も随分頑張ってくださいしていますし、子どもたちの様子も大変よくなってきていると感じておりました。やはりこの現状を私たちや学校も少し真摯にとらえて、細かい分析をしていただいて、更なる具体的な改善を立てていただきたいと思います。

又もう少し保護者の方にもこの現状をしっかりと理解していただいて、家庭での理解と協力を求めていけたらいいのではないかと感じました。

委員長 他に質疑はございませんか。

渡辺委員 中学校1年生は数学と算数と両方あるわけですね。算数ですから、問題的には小学校でやったことの問題が出たにもかかわらずですね。

委員長 指導主事、お願いします。

指導主事 御覧のとおり中学校につきましては算数・数学と分けてございます。この違いも御覧いただいているとおりでございます。算数のポイントが数学に比べ低くなっていることで、恐らく小学校の段階での定着が、中学校に入るとかなり薄れているのではないかとといったことが読み取れます。こちらも授業改善に生かしてまいりたいと思っております。

加藤委員 中学一年では「読書をしない」が45.4%と出ているのですが、私が学校訪問した第二中学校などの朝読を拝見していますと、かなり徹底していると思います。これは、中学一年生のパーセントであって、

中学校全体のパーセントはいかがですか。

委員長 今の質問は、結局は読書について、独自に指導室としてそういった調査をしているかです。

指導主事 現在はしておりません。

委員長 今回の報告はあくまでも東京都がやられた調査についての速報ですので、今後そういったことも検討してください。ただ読書だけではないだろうから、調査項目を私どもも議論していく必要があるかもしれませんね。

参事 意識調査でございますが、子どもたちは「読書をしているか」との設問に対しまして、恐らく家庭での読書としてとらえているのではないかと思います。地区によっては学校の読書も入れて回答するところもございます、必ずしもこの調査が、場所を限定して調査をしたものではないこともございます、本市といたしましては学校での読書は、いつも見ていただいておりますように、広まってきているといった認識をしております。しかし家庭での読書はやはり課題なのかといったこともございますので、今後その辺りにも波及していくような取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

委員長 わかりました。

渡辺委員 今のお話と少しリンクするかと思いますが、やはり家庭での生活、あるいは学習ですね。例えば朝食を食べてないとか、保護者の意識が非常に低い場合があるかと思うところであります。是非そのところは強く、何かしらの手をもって訴えていければと考えるところです。

委員長 参事、お願いします。

参事 家庭での生活の様子等につきましては、スプリングスクールにおきまして学力と同時に家庭での生活の意識調査等をしております。改めて御報告をさせていただくことになりますけれども、中学校一年生に対しましてそのような調査を行っておりまして、委員御指摘のとおり家庭とともに、やはり実践力を高めていかなければいけないと思っております。子どもたちの実態認識をまず御提示申し上げてから、家庭に働きかけるような取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。又改めましてスプリングスクールの調査結果につきましては御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 学力もそうですけれども、以前から問題になっているのは調査をする
と幾つかのピークが何ヵ所かあることです。幾つかは本市の特徴として
あるので、きちんと家庭の教育力なりあるいは家庭の生活などを、
指導していただいている家庭もたくさんあるわけですが、そう
いった兼ね合いで、我々も一生懸命考えていってもなかなか結論が出
ないのですね。そういったことも考えながら私どもも努力しなければ
いけないところで、考えていきましょう。

他に質疑はございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。報告第 11 号は原案のとおり承
認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第 11 号は原案のとおり承認する
ことといたしました。

次に日程第 11、報告第 12 号、平成 20 年度文部科学省児童・生徒の
問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを議題と
いたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは報告第 12 号、平成 20 年度文部科学省児童・生徒の問題行
動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果をまとめたため、そちらを
報告させていただきます。94 ページを御覧ください。

まず調査 1、暴力行為の状況でございます。1 番の表を御覧ください。
暴力行為全体の件数でございますが、平成 18 年度 45 件、19 年度
49 件、20 年度 33 件で、全体的には減少傾向にあると言えます。暴力
行為の内容でございますが、対教師暴力につきましては平成 18 年度
から 3 件、10 件、3 件で減少傾向でございます。生徒間暴力の状況で
ございますが、こちらが最も件数の中でも占める割合が高いものとな
っております。生徒間のけんかや暴力でございますが、26 件、25 件、
27 件で、やや増えている状況でございます。対人暴力事件でございま
すが、こちらの 20 年度発生件数はゼロでございます。器物破損の状
況でございますが、こちらでも発生件数、平成 18 年度から 15 件、14 件、
3 件で大幅な減少が見られております。

続きまして、調査 3、いじめの状況につきまして御説明申し上げま
す。こちらでも全体の件数としましては、平成 18 年度から 37 件、21 件、

20 件で減少傾向。昨年度に比べて微減といった状況でございます。いじめ発見のきっかけで最も多いのが、いじめを目撃した他の児童からの訴えが最も多くなっております。いじめの態様につきましては、最も多いものは言葉での脅し・冷やかし・からかいといったものが多くなっております。

続きまして、調査 4 の不登校児童・生徒及び学年別内訳、97 ページを御覧ください。こちらでも小学校・中学校合わせた不登校の人数で申し上げますと、平成 18 年度から 125 人、119 人、105 人、減少傾向でございます。しかしながら小学校・中学校のそれぞれ全児童・生徒の中の不登校の出現率と申し上げますが、その割合で申しますと平成 20 年度小学校は 0.73%、中学校は 5.58%、東京都や全国の平均が約、小学校で 0.3%、中学校で 3% を考えますと、減少傾向にありますが、いまだ高水準であると言えます。平成 21 年度につきましても、長期欠席調査を年 4 回実施するとともに、生活指導主任会等で情報交換や連携をとりながらの対応を行ないながら、特に本年度は小・中連携した取組に力を入れながら、こうした問題行動等に対応の充実を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

3 年間のこの数値だと誤差範囲ですね。ですから増減については、こういった現状があると数値で見ておきましょう。ただ、最後に言われたように、不登校が都の平均なり国の平均に比べたら多いことは、確かにそうですね。少しずつ努力をしているところであると御理解いただけますでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第 12 号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第 12 号は原案のとおり承認することといたします。

続いてその他報告事項について説明願います。1、輝け福生いきいき活動についてお願いいたします。

主 幹 それではお手元の資料 101 ページをお開きください。本年度で 4 回目になります輝け福生いきいき活動につきまして御報告をいたします。本年度は 10 月 17 日土曜日の開催を予定いたしております。雨天の場合はそこにもございますように、他の学校行事との関係がございますので中止と考えてまいりたいと思います。

その他細かな内容につきましてはここにございますとおりののですが、昨年度このいきいき活動を実施した後に行ないましたアンケートによりますと、地域の皆様、各学校とも大卒においては問題なかろうとの評価をいただきましたので、全般的には昨年度とほぼ変わらない内容で実施をさせていただきたいと思っております。ただ、大きな変更点といたしまして 2 点お話を申し上げておきたいと思っております。102 ページを御覧ください。

保護者・地域の方々の役割の中に、清掃場所への引率を付け加えさせていただきます。と申しますのは、現在清掃場所が次々と数が増えている状況でございまして、教員の数にあわせていくと、一つ一つの場所に対する児童・生徒の人数が多すぎてしまう現象が昨年度ありましたことから、教員の担当を複数とし、事前の打合せを十分した上で保護者の皆様や地域の方々に引率もお願いする形で、変更をさせていただきたい点が 1 点です。

それから 104 ページをお開きください。昨年度までこの実行委員会を年に 6 回ほど開きまして、細かな打合せをしてまいったわけですが、やり方が定着してまいりましたことから、各中学校区での話し合いを中心として行い、その報告を得るといった形でやってまいろうと考えております。したがって全体を集めての実行委員会の回数を減らしたことが変更点でございます。今年度 10 月 17 日の実施を経まして、問題点があれば次年度に向けて改善をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

先程渡辺委員等が言っておられたように、家庭とか保護者、地域が、教育力といったものを高める意味で本当に役立ってくれるとよいと思います。

平 野 委 員 清掃場所については大きな変更はありますか。

主 幹 場所につきましても各中学校区において現在検討いたしております、9月4日までにこちらに報告となっておりますが、各中学校区とも大きな変更はないものと思われます。

平 野 委 員 地域の公園とかが多かったのですけれども、最近公園は大変きれいな状態になっておりまして、行きましてもすることがないとか、そういう反省点もたくさんあったと思います。道路清掃が入っていたと思うのですけれども、こちらを見ましたら最後は、清掃終了後はその清掃場所で解散・下校となっていますので、そういう道路とかの場合は子どもたちが集合して、話をして、解散できる場所があるのかと思いました。これからその場所を検討されるのですね。

主 幹 はい、そのとおりでございます。

委 員 長 103 ページの「実施までの予定」のところに、表に出ておりますね。

平 野 委 員 雨の場合は、雨天は中止になっていますが、小雨はどのようなのですか。

主 幹 実は昨年度も小雨でございまして、非常に判断の難しいところでございましたが、これは防災無線の使用を検討いたしております。昨年度、地域の方からの声といたしまして、実施については是非防災無線で知らせてほしいとの声がございました。地域の方には防災無線等を使い、町会長等への御連絡、学校につきましてはファクシミリや電子メールを使いまして実施の可否等連絡を早めてまいりたいと考えております。

委 員 長 その判断は輝け福生いきいき活動実行委員会が判断するのですか。

主 幹 はい、そのとおりでございます。

委 員 長 ほかに質疑はございますか。

加 藤 委 員 去年参加して感じたのですけれども、地域の方々に、どこで活動したらよいのかわからない方が非常に多かったもので、今年はもう少しそういう指示等を明確にしていだきたいと思うのですけれども。

主 幹 去年いただきましたアンケートにもそういったものがございましたことから、その結果等についても、各中学校区の代表者にも伝えておりますし、改善について考えていくようにと指示もしてございます。地域の方への事前の連絡等について、昨年度も漏れがあった部分がございます、その点について改善を進めていくように指示をしてまいりたいと思います。

渡 辺 委 員 僕も随分前からこれを見ていまして、当事者としてやっていたときもあったのですけれども、願わくば中学生が率先して、リーダーシップをとって小学生たちをまとめられるようになるといいですね。そうすれば清掃場所についていく教職員が不足するといったことも少なくなると思います。どんどん場所を増やしていくことは賛成ですし、そういった中学生に対してリーダーシップを発揮できるような教育、指導ができればと思います。今後そのようになっていくことを期待したいと思います。

委 員 長 御意見はよくわかりますけども、危機管理上は教育委員会がこれを公式に認めてやった場合に、実行委員会を通してやっている児童・生徒だけでの行動は、現状ではなかなか難しいかもしれませんね。その辺りもよく検討してください。

主 幹 実は昨年度のアンケートの中にも、活動において、中学生が小学生をリードしてくれていたといったものが何通かございましたので、安全上の問題がもちろん一番大きな問題なのですが、活動の中で中学生がリーダー役になれるような場面は是非つくってまいりたいと思っています。

委 員 長 そうですね、大人の役割と児童・生徒の役割、それぞれあるかと思います。この場合は教師がといった意味では必ずしもないわけですから、いわゆる大人が見守っていて、縦割り班といいますか、そういったところでの行動が必要との渡辺委員の考え方もありますから、よく整理し、検討して行ってください。

平 野 委 員 私も中学校区を二つ参加させていただいて、一昨年行ったところはどちらかという一つのグループが少人数、中学生が5人ぐらいであと小学生が数人の小さいグループだったので、そこではやはり中学生はリーダーシップをとりやすいのですね。学校からその清掃場所までに行く間、その中学生と子どもの会話を見ていてもとてもほほえましく、中学生がお兄ちゃんぶりをとても発揮してくれて、清掃場所においてもすごくリードしてくれていた光景を私も目にしております。余り大勢の団体になってしまいますと、道路を歩くだけでただぞろぞろと行進となってしまう、中学生は中学生で集まって話をしながら、小学生は小学生で集まって話をしながらといった感じになるので、細分

化は難しいかもしれないですけども、余り大きなグループにしてしまうとなかなか中学生もリーダーシップをとりにくいのではないのかと、2校を見て感じました。

委員長 議案書 104 ページに、拠点へ行ってからかもしれませんけれども小グループで活動するとありますので、気をつけているようですね。

他に質疑はございませんか。

次に、第 68 回国民体育大会福生市準備委員会の設立についてお願いします。

国体準備室長 第 68 回国民体育大会準備委員会の設立についてでございます。資料は 105 ページとなります。設立につきましては 3 月 26 日、発起人会が発足しまして御提起をいただき、4 月に準備室を設置して準備をまいりました。ようやく 8 月 23 日に準備委員会の設立及び第 1 回の総会を開催することになりましたので御報告申し上げます。

まず資料 1 の第 68 回国民体育大会福生市準備委員会設立総会でございます。開催の日時は平成 21 年 8 月 23 日の日曜日、10 時からとなります。開催の会場は商工会館 3 階の会議室で行ないます。議案としましては三つございます。国民体育大会の準備委員会の設立について。議案第 2 号としまして準備委員会の会則について。議案第 3 号としましては準備委員の役員及び顧問についてでございます。この三つの議案をもって設立総会といたします。

引き続きまして、2、第 68 回国民体育大会福生市準備委員会第 1 回総会についてでございますが、設立総会終了後、引き続き同会場で実施いたします。議案としましては四つございます。福生市の開催方針について。議案第 2 号としまして平成 21 年度の事業計画について。議案第 3 号としましては平成 21 年度の収支予算について。議案第 4 号としましては、準備委員会の中に常任委員会を設けます。そちらに委任事項がございますので、その規程についてでございます。報告事案としまして、準備委員会の事務局の規程でございます。それから報告第 2 号としまして、公印規程について報告をして、総会とさせていただきます。所要時間は 1 時間程度をみております。

この総会ですが、7 月 28 日に第 2 回の発起人会を開催させていただきまして、そちらで最終的に決定をしていきたいと考えております。

又この委員会の委員につきましては総勢 70 名となっております。長谷川委員長、平野委員長職務代理者、教育長を今回委員としてお願いすることになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本準備委員会は来年、実行委員会に移行します。そして本格的に事業が開始されますので、その際には各教育委員におかれましても御参加をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。やっと形が整うような時期になりましたので、是非とも、今後とも御指導いただけるようお願い申し上げます、御説明とさせていただきます。

委員長 今度準備委員に予定されている人と、それから教育委員が参加できる限りをもう一度確認させてください。

国体準備室長 長谷川委員長、平野委員、教育長を今回の委員としてお願い申し上げます。来年実行委員会に移った際には、もっと規模が大きくなる予定をしておりますので、その際には各教育委員も全員かかわっていただきたいと考えております。

委員長 わかりました。これから決まっていくことですが、お知らせでございますね。

ほかにその他報告事項はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですのでこれで、その他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして平成 21 年第 7 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 0 時 07 分 閉会